

## 神山町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

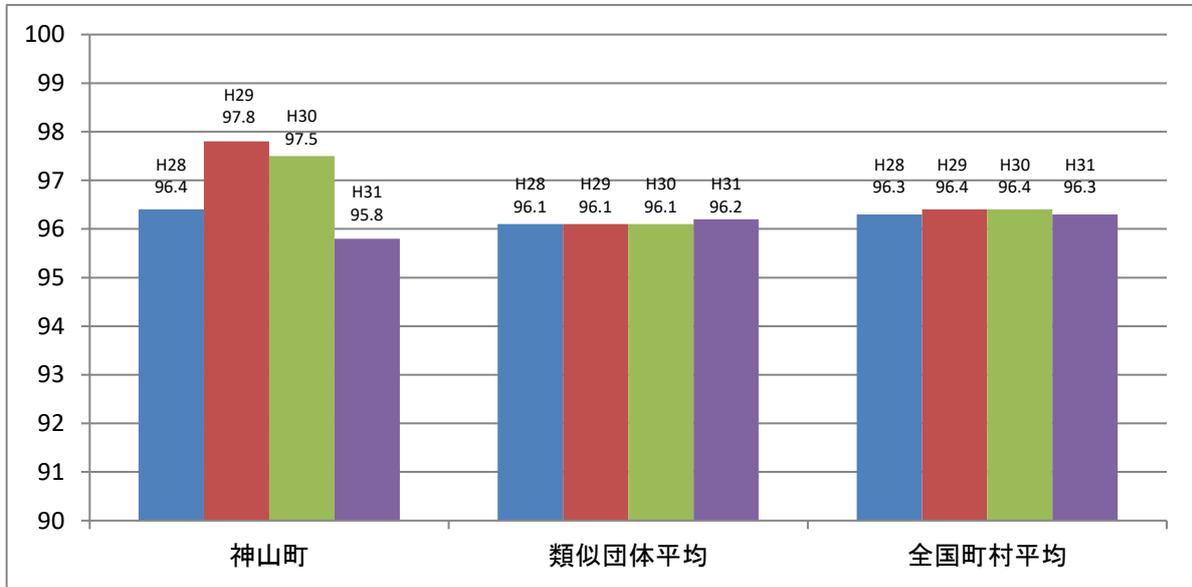
区分	住民基本台帳人口 (H31.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	5,319	4,871,105	174,711	808,765	16.6	16.2

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	86	320,375	63,698	134,089	518,162	6,025	5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### ラスパイレス指数上昇の理由及び改善策

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し **実施** ・ 未実施

給料表の改定の実施時期：令和2年4月1日

内容：一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、大卒に係る初任給を1,500円、高卒に係る初任給を2,000円引き上げ、30歳台半ばの職員についても平均0.1%の引き上げを実施した。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神山町	41.9 歳	308,100 円	374,586 円	333,010 円
徳島県	44.3 歳	333,993 円	429,714 円	366,560 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円	— 円
類似団体	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

#### ②技能労務職

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
神山町	55.9歳	293,600 円	304,430 円	297,550 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	*	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理業従業員	45.9歳	296,600 円	—
うち用務員	56.8歳	255,000 円	261,400 円	255,000 円	用務員	55.6歳	211,600 円	1.24
うちその他	54.5歳	315,900 円	329,480 円	323,800 円	—	— 歳	— 円	—
徳島県	56.3歳	355,934 円	398,467 円	372,494 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.9歳	287,312 円	329,380 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.5歳	298,005 円	326,497 円	314,193 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
神山町	5,151,960	—	—
うち清掃職員	*	4,102,900	—
うち用務員	4,658,000	2,883,400	1.62
うちその他	5,414,160	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28～30年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所をアスタリスク(\*)としている。

### (2) 職員の初任給の状況 (31年4月1日現在)

区 分		神山町	徳島県	国
一般行政職	大学 卒	180,700 円	187,200 円	180,700 円
	高校 卒	148,600 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校 卒	144,100 円	150,700 円	— 円
	中学 卒	— 円	141,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (31年4月1日現在)

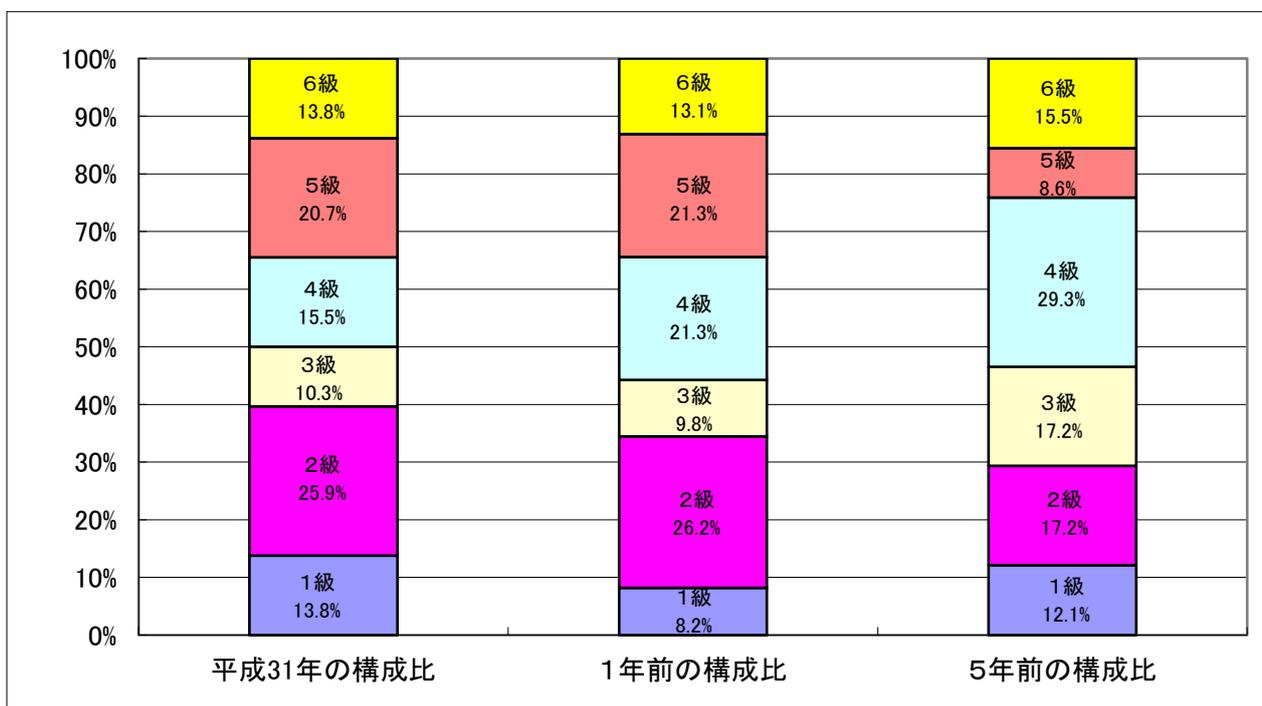
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	251,300 円	282,500 円	347,000 円
	高 校 卒	— 円	274,800 円	349,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	307,200 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (31年4月1日現在)

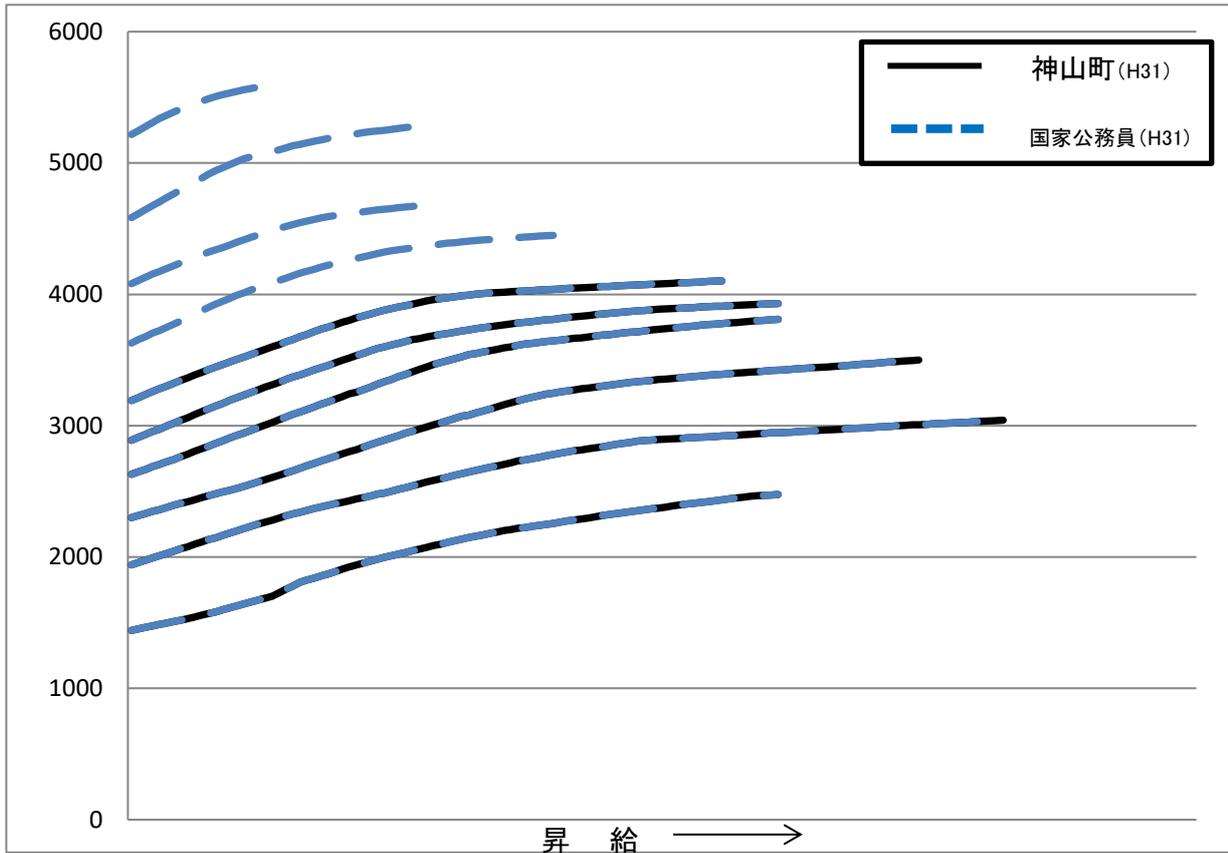
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	困難な業務を行う課長の職務又はこれに相当する職務	8 人	13.8%
5 級	(1) 課長の職務又はこれに相当する職務 (2) 困難な業務を行う課長補佐又はこれに相当する職務 (3) 困難な業務を行う主査の職務又はこれに相当する職務	12 人	20.7%
4 級	(1) 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 (2) 主査の職務又はこれに相当する職務	9 人	15.5%
3 級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務 (2) 主任の職務又はこれに相当する職務	6 人	10.3%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15 人	25.9%
1 級	定型的な業務を行う職務	8 人	13.8%

- (注) 1 神山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける適用	管理職等		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神山町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,426 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,753 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成31年度中における適用	管理職等		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当（31年4月1日現在）

神 山 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	募集認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算	
(退職時特別昇給	なし		2～45%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	17,039 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

当町該当なし

(4)特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)				60 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)				60,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)				1.16 %
手当の種類(手当数)				3 件
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
環境センター特殊勤務手	環境センターで主たる勤務をする者	ゴミなどの処理業務	月額5,000円	
防疫特殊勤務手当	感染症防疫作業従事者 家畜感染の防疫作業に従事した職員で町長が認める者	感染症が発生又は発生する恐れがある場合に患者の救護又は感染症菌の付着の危険がある物件の処理業務	1日につき1,000円以内	
死体処理特殊勤務手当	老人ホームにおいて死体の処理等のに従事した者 行旅人又は変死人の死体の処理等に従事した者	死体・変死体の処理等の業務	1日につき5,000円以内	

(5)時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	18,656 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	178 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(監理職員・教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ	同じ	12,175 千円	270,556 円
	子等 10,000円				
	1人(配偶者被扶養) 6,500円				
	1人(配偶者なし) 6,500円				
	16～22歳までの子5,000円加算				
住居手当	持ち家 廃止	同じ		3,837 千円	213,167 円
	借家・間借 最高27,000円	同じ			
通勤手当	2km未満 支給なし	同じ	同じ	8,133 千円	100,407 円
	自家用使用等 2,000円～24,400円				
管理職手当	参事(配置なし) 69,700円	同じ	同じ	7,000 千円	500,000 円
	総務課長 53,300円				
	その他の課長等 41,000円				
	保育所長等 31,100円				
	その他の所長等 23,300円				

5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	746,000 円 ( - 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 500,000 円	
	副町長	597,000 円 ( - 円 )	700,000 円 / 471,000 円	
報酬	議長	284,000 円 ( - 円 )	400,000 円 / 222,000 円	
	副議長	234,000 円 ( - 円 )	314,000 円 / 178,000 円	
	議員	195,000 円 ( - 円 )	290,000 円 / 148,000 円	
期末手当	町長	(30年度支給割合)		
	副町長	3.40 月分		
退職手当	議長	(30年度支給割合)		
	副議長 議員	3.40 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×100分の43.5×月数	任期满了時	
備考		給料月額×100分の25.75×月数	任期满了時	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

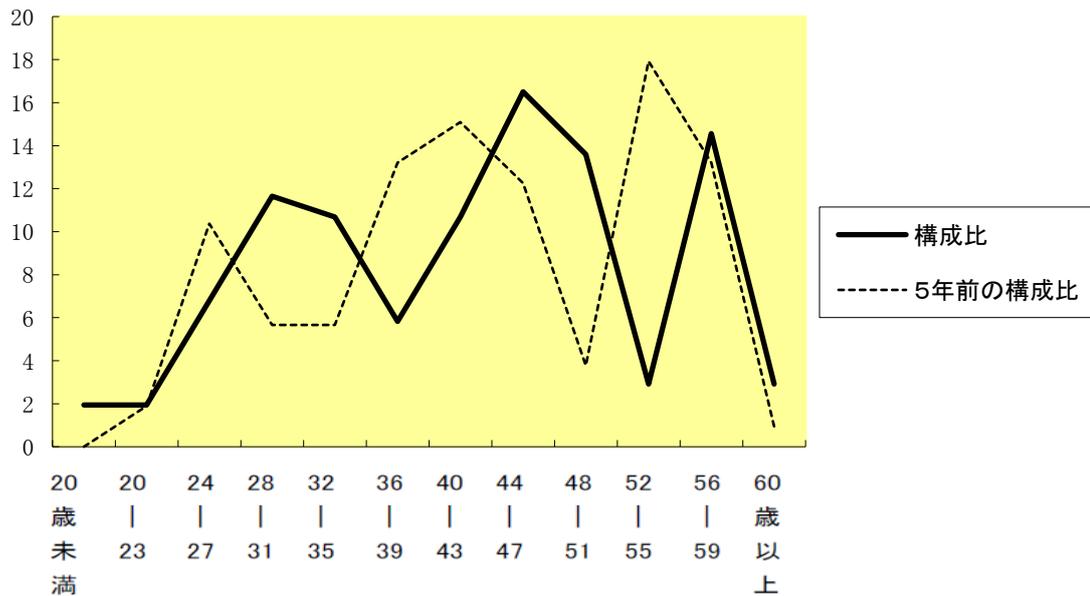
(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年度	平成31年度		
普通会計部門	一般行政部門	80	79	▲ 1	
	計	80	79	▲ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.0 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 13.1 人)
	教育部門	11	11	0	
	消防部門	0	0	0	
	小計	91	90	▲ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.1 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 15.7 人)
公営企業等会計部門	小計	14	13	▲ 1	
合計		105 〔 158 〕	103 〔 158 〕	▲ 2 〔 0 〕	<参考> 人口1,000人当たり職員数 19.5 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	2人	2人	7人	12人	11人	6人	11人	17人	14人	3人	15人	3人	103人

(3) 職員数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	80	82	75	77	80	79	▲ 1 (▲ 1.3%)
教育	13	11	14	13	11	11	▲ 2 (▲ 15.4%)
普通会計計	93	93	89	90	91	90	▲ 3 (▲ 3.2%)
公営企業等会計	13	13	14	14	14	13	0 (0.0)
総合計	106	106	103	104	105	103	▲ 3 (▲ 2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において、報告した部門別職員数。

(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	326,800	3,588	22,147	6.8	11.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	3	11,012	1,318	4,382	16,712	5,571

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,025

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神山町	49.7 歳	313,367 円	462,616 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神山町	神山町 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(30年度) 1,461 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,426 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

神 山 町			神山町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	募集認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	2~45%加算		その他の加算措置	2~45%加算	
(退職時特別昇給	なし )		(退職時特別昇給	なし )	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	17,039 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	144 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	48,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	100.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道特殊勤務手当	水道事業を主たる勤務とする職	水道工事	月額4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	462 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	154 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(監理職員・教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者	同じ	同じ	318 千円	106,000 円
	子等				
	1人(配偶者被扶養)				
	1人(配偶者なし)				
	16~22歳までの子5,000円加算				
住居手当	持ち家	同じ			
	借家・間借	同じ	最高27,000円		
通勤手当	2km未満	同じ	支給なし	395 千円	131,667 円
	自家用使用等		2,000円~24,400円		
管理職手当	該当なし	— 円	—	0 千円	0 円